

議案第八八号

倉吉市外九カ町村衛生管理組合規約の一部を
改正する規約制定について

倉吉市外九カ町村衛生管理組合規約（昭和三十八年八月二十七日
許可）の一部を改正する規約を次のように定める。

昭和三十九年十二月二十四日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和卅九年十二月廿四日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



倉吉市外九カ町村衛生管理組合規約の一部を

改正する規約

倉吉市外九カ町村衛生管理組合規約（昭和三十八年八月二十七日許可）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中、「組合管理者」の次に「及び副管理者」を加える。

第十四条第一項中、「副管理者一人」を「副管理者二人」に改め同条第五項中「関係市町村の助役」を「関係市町村の長及び助役」に改め、同条第六項中、「当該市町村助役」を「当該市町村の長及び助役」に改める。

附 則

この規約は、許可になつた日から施行する。